**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまから令和６年第２回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番　照屋仁士議員、14番　浦崎みゆき議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月28日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって会期は、本日から６月28日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

**日程第３．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３.議長諸般の報告を行います。令和６年３月定例会の後から本日までの諸般の報告は、お手元に配付されていると思います。日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位でご一読くださるようお願いします。

　次に、本日までに受理した陳情第２号から第５号は、お手元に配付したとおりであります。この４件に関しましては、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読ください。

　次に、４ページ以降に南部水道企業団議会を含む２か所の一部事務組合のほうから定例会及び臨時会の報告書が提出されております。また、町監査委員から令和６年例月現金出納検査結果の２月、３月、４月分の報告書が提出されておりますので、各自お目通しください。

　次に、去る沖縄県議会議員選挙において新垣善之議員が立候補に伴い、６月７日付で自動失職しておりますので報告いたします。新垣善之議員の所属しておりました委員会の欠員補充といたしまして、委員会条例第５条第４項の規定により、６月７日付でお手元に配付したとおり大城重太議員を広報常任委員会委員に、大城雅史議員を議会活性化調査特別委員会委員に、議長の指名により選任いたしました。総務民生常任委員会委員長の互選につきましては後刻行います。なお、議会運営委員会の選任及び副委員長の互選につきましては、議会最終日に予定しております。また、那覇市・南風原町環境施設組合議員及び南部広域市町村圏事務組合議員の補欠選挙をお手元の議事日程のとおり後刻議題としております。

　以上をもって諸般の報告といたします。

**日程第４．町長の町政一般報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。町長に代わりまして町政一般報告を行います。

　はじめに総務部総務課関係について申し上げます。

　３月28日に「南風原町功労・善行・よいこと沖縄一・日本一賞」の式典を開催しました。功労賞７名、善行賞３名・１団体及びよいこと沖縄一賞48名・８団体の合計58名・９団体の方々に表彰を行いました。受賞者の功績を讃え、今後ますますのご活躍を期待しております。

　４月26日にイオン琉球（株）様と地域のさらなる活性化と町民サービスの向上に資することを目的に「地域連携協定書」を締結しました。町への一般寄附金といたしまして、３月８日に諸見里安栄様、３月26日に（株）沖縄計測様より寄附がありました。本町の福祉向上や環境関連事業の充実のために活用してまいります。

　次に選挙管理委員会関係について申し上げます。

　６月16日に沖縄県議会議員一般選挙を行いました。有権者数３万886人に対し、投票者数１万4,047人、投票率45.48％で前回より0.99ポイント増の結果となりました。

　次に企画財政課関係について申し上げます。

　令和６年度南風原町予算説明書「ハイさいよーさん」を６月５日に発刊し、町ホームページで公開しております。町民の皆さまにご覧いただき、町政に対する関心と、今後のまちづくりに関する資料としてご活用いただければと思います。

　企業版ふるさと納税として、３月に株式会社沖縄用地測量設計様、他１者、５月に株式会社邦エンジニアリング様、株式会社万代コンサルタント様、株式会社南成建設様、他１者より寄附がございました。本町の住みよいまちづくりのために活用してまいります。

　次に税務課関係について申し上げます。

　令和６年度町県民税・国保税の申告受付を、２月９日から３月15日まで町民ホールにて実施しました。期間中の申告受付件数は3,276件で、町民皆様や関係各位のご理解とご協力により、円滑に実施することができました。

　次に民生部こども課関係について申し上げます。

　保育関係では、４月の認可保育園等入園児童数が2,007人、待機児童数は０人でした。放課後児童クラブ関係では、５月の放課後児童クラブ利用児童数が1,030人、待機児童数は43人でした。放課後児童クラブ待機児童の課題解決のために、放課後児童クラブを新設する予算を今議会に上程しております。

　５月末現在、給付金・定額減税一体支援給付金について、令和５年度住民税均等割のみ課税世帯へ１世帯あたり10万円の給付は715世帯、7,150万円、令和５年度均等割のみ課税等の子育て世帯に対して、児童１人当たりに５万円の給付は、776世帯、1,664人分、8,320万円の支給を行いました。

　次に保健福祉課関係について申し上げます。

　「第10次南風原町高齢者保健福祉計画」及び「第６次南風原町障がい者計画・南風原町第７期障がい福祉計画・南風原町第３期障がい児福祉計画」は、冊子に取りまとめ発刊し、町ホームページにも公開しております。両計画とも、令和６年度～令和８年度までの３年間の計画期間となっており、計画に掲げた諸施策の推進に取り組んでまいります。

　次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

　６月17日にコミュニティモビリティ（株）様及び沖縄セルラー電話（株）様と次世代移動サービスＭａａＳを通じて地域の活性化と町民サービスの向上に寄与することを目的に「地域活性化に関する包括連携協定書」を締結しました。

　次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

　町体育協会は、４月４日に定期総会及び夏季大会総合開会式を行い、21日のサッカー・バドミントン大会を皮切りに12種目の夏季大会が始まり、各種目で熱戦を繰り広げております。

　６月４日に黄金森公園陸上競技場及び野球場において、第32回シニアスポーツ大会を開催しました。町内の老人クラブを中心に、グラウンドゴルフとペタンク競技に合計243名の町民が参加し、笑顔が溢れる有意義な大会となりました。

　５月９日に瑞泉酒造（株）様より、町育英会へ寄附がありました。奨学資金として南風原町の人材育成のために活用してまいります。

　次に学校教育課関係について申し上げます。

　町立幼稚園では４月３日、町立小中学校では４月９日に入学式を開催しました。今年度の幼稚園の入園児は、４園で19学級475人、新１年生は小学校20学級で546人、中学校14学級で504人です。また、前年度に比べ入園児及び新１年生の人数は、幼稚園20人減、小学校23人減、中学校は７人の増となっております。

　５月19日の学校公開日には、多くの保護者をはじめ、地域の皆さんに広く見ていただき、先生方や子どもたちの奮闘ぶりを応援していただきました。

　次に生涯学習文化課について申し上げます。

　文化センターでは４月28日に、文化講座「不発弾と戦後」を開催しました。「不発弾と戦後」、「復帰前の不発弾処理と事故」、「南風原町の不発弾処理の現状」について講演と報告があり、来場者からは、「未だに発見されていない不発弾が身近にあることに恐怖を感じる」などの感想が挙がりました。

　５月27日から６月10日まで南風原町青少年国際交流事業の団員募集を行い、47名の応募がありました。10名の団員決定後に事前研修を経て10月末からカナダ国での本研修を予定しております。

　以上を申し上げ、令和６年第２回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。なお、お手元に公共工事等に関する行政報告をお配りしておりますのでお目通しください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上をもって町長の町政一般報告を終わります。

　続きまして、これから議案の上程に入ります。

**日程第５．議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。それでは議案第27号の資料をご覧ください。はじめに、条例の概要につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正を踏まえ、職員配置基準の改善を行う改正であります。（１）対象施設は、小規模保育事業及び事業所内保育事業であります。（２）３歳児の保育士及び保育従事者の配置基準は、改正前はおおむね20人につき１人を、改正後はおおむね15人につき１人に改めます。（３）４・５歳児の保育士及び保育従事者の配置基準は、改正前はおおむね30人につき１人を、改正後はおおむね25人につき１人に改めます。関連条文といたしましては、第29条、第31条、第44条、第47条になります。次に施行期日につきましては、今回改正する条例は、公布の日から施行いたします。ただし、保育士及び保育従事者の配置状況を考慮し、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の配置基準は適用いたしません。以上が議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第27号　南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第６．議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。それでは議案第28号の資料をご覧ください。まずはじめに、条例改正の概要につきましては、現行の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども・子育て支援事業計画を今年度中に策定をしてまいります。策定に向けて新たにこども基本法（令和４年法律第77号）に規定するこども計画も一体的に策定することから、会議の設置根拠を地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する附属機関に改めるものであります。これが第１条となります。次に南風原町子ども・子育て会議の任務にこども計画の策定を新たに加え、その他子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項の調査審議、規定を加えるものであります。これが第２条になります。次に施行期日につきましては、今回改正する条例は、公布の日から施行いたします。以上が議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第28号　南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第７．議案第32号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第32号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第32号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第２号）　令和６年度南風原町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第32号、資料１をお願いいたします。議案第32号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第２号）について、概要を説明いたします。

　まず、２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、主に国の物価高騰対策に関する事業及び状況の変化等による補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ６億2,196万4,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は181億6,639万8,000円となります。

　４ページをお願いいたします。第２表債務負担行為補正について説明します。黄金森公園整備事業は、当初予算で計上しました町民体育館建設に係るアドバイザリー業務委託について事業期間を確保する必要があることから、令和７年度分を債務負担行為として計上するものです。

　５ページをお願いいたします。第３表地方債補正について説明します。土木債の町道整備事業債4,020万円及び都市計画事業債２億3,860万円への限度額変更は、津嘉山中央線街路事業（２工区）を都市計画整備事業債から町道整備事業債への組替えによるものです。

　次に、歳入について説明いたします。８ページをお願いいたします。14款２項１目．民生費国庫補助金2,674万6,000円の増は、学童クラブに対する国の補助単価等の改正や、北丘小学校区へ１施設新設するための子ども・子育て支援交付金の計上及び児童手当制度改正に伴うシステム改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金の計上です。６目．総務費国庫補助金５億538万3,000円の増は、法律改正に伴う戸籍情報システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金、給付金定額減税一体支援事業の事業費及び事務費並びに物価高騰で影響を受けている農家、伝統工芸品生産者を支援する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上です。なお、同交付金の活用事業の補正一覧は別紙資料２をご参照ください。

　９ページをお願いいたします。15款２項２目．民生費県補助金2,574万3,000円の増は、歳入８ページで説明しました学童クラブに対する県補助金の計上です。６目．教育費県補助金456万2,000円の増は、児童生徒用端末機の故障分及び予備品の購入に対する学校教育情報機器整備事業費補助金の計上です。

　10ページ、18款１項１目．財政調整基金繰入金5,703万円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は20億2,995万4,000円となります。

　11ページ、20款５項７目．雑入250万円の増は、各自治会の備品購入に係る一般コミュニテイ事業助成金の計上です。

　12ページ、21款．町債は、５ページの第３表地方債補正で説明したとおりです。

　次に歳出について説明いたします。13ページ、２款１項１目．一般管理費29万7,000円の増は、法政相談などの機能追加による例規サポートシステム使用料の計上です。11目．諸費251万円の増は、歳入11ページで説明しました助成金を活用した備品購入費の計上です。

　14ページ、２款３項１目．戸籍住民基本台帳費176万円の増は、歳入８ページで説明しました戸籍情報システム改修業務委託料の計上です。

　15ページ、３款１項10目．臨時福祉給付金事業費４億9,767万2,000円の増は、国が実施する所得税及び住民税の定額減税において、減税できなかった額を納税義務者へ支給と、令和６年度の課税において、新たに住民税非課税等になる世帯に１世帯当たり10万円と、児童１人当たり５万円を支給するための給付金定額減税一体支援給付金及び事務費の計上です。

　16ページ、３款２項１目．児童福祉総務費281万8,000円の増は、歳入８ページで説明しました児童手当システム改修委託料の計上と、現在策定中の第３期南風原町子ども・子育て支援事業計画に、こども基本法に基づく市町村こども計画を一体として策定を行うための子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の計上です。２目．保育所運営事業837万7,000円の増は、宮平保育所職員３名の産休・育休代替職員及び週休代替職員２名の配置による計上です。３目.児童厚生施設費7,723万円の増は、歳入８ページと９ページで説明しました学童クラブ補助金及び学童クラブ環境改善事業補助金の計上です。

　17ページ、６款１項３目．農業振興費324万2,000円の増は、肥料及び敷草の価格高騰の影響を受けている農家への経営支援のための農業用資材等臨時支援事業補助金の計上です。４目．畜産費380万円の増は、飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家への経営支援のための粗飼料価格高騰対策臨時支援事業補助金の計上です。

　18ページをお願いいたします。７款１項１目．商工振興費105万1,000円の増は、材料費の価格高騰の影響を受けている伝統的工芸品の生産者を支援するための伝統的工芸品産業臨時支援事業補助金の計上です。

　19ページをお願いいたします。８款１項１目．土木総務費220万1,000円の増は、会計年度任用職員の配置による計上です。

　20ページ、８款４項２目．公園費1,240万円の減は、４ページの債務負担行為補正で説明しました町民体育館建設に係るアドバイザリー業務委託料の減額計上です。

　21ページをお願いいたします。９款１項２目．災害対策費170万2,000円の増は、防災無線の修繕料へ流用したことによる補填分の計上です。

　22ページ、10款１項２目．事務局費189万6,000円の増は、会計年度任用職員の配置により人件費へ流用したことによる補填分及び人件費の計上となります。

　23ページをお願いいたします。10款２項１目．学校管理費92万3,000円の増は、翔南小学校のガス配管取替工事に係る工事請負費の計上です。２目．教育振興費459万5,000円の増は、令和５年度末にあった教育費寄附金を活用した小学校の図書購入費の計上と歳入９ページで説明しました児童用端末機の購入に係る備品購入費の計上です。

　24ページをお願いいたします。10款３項２目．教育振興費566万1,000円の増は、23ページで説明しました中学校の図書購入費、テストの採点システム導入に係るライセンス使用料、歳入９ページで説明した生徒用端末機の購入に係る備品購入費の計上です。３目．学校建設費112万2,000円の増は、南風原中学校の４教室へ天井扇を設置したことにより、流用した補填分の計上です。

　25ページをお願いいたします。10款４項１目．幼稚園費1,539万円の増は、クラス増に伴い、幼稚園教諭等や週休代替職員の配置により人件費へ流用したことによる補填及び人件費の計上と、幼稚園の窓ガラスへ飛散防止用フィルムの貼り付け及び北丘幼稚園給水設備取替えによる幼稚園施設整備工事の計上です。

　26ページ、10款５項４目．文化センター費154万8,000円の増は、町立文化センターの公用車購入に係る備品購入費の計上です。

　27ページをお願いいたします。10款６項１目．保健体育総務費56万9,000円の増は、山川体育センターの照明修繕に係る計上です。

　以上が、議案第32号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第２号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

**日程第８．議案第33号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第33号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第33号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）　令和６年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。内容については、担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　議案第33号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、概要をご説明いたします。

　議案第33号の資料をご覧ください。今回の補正は、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的として、被保険者等に加入者情報（個人番号の下４桁を含む）を通知するための計上及び財源組替えによるもので、歳入歳出それぞれ179万9,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は、43億721万2,000円となります。

　それでは歳入についてご説明いたします。６ページをお願いいたします。４款２項11目．社会保障・税番号制度システム整備費等補助金403万3,000円増は、被保険者等への加入者情報等の通知に係る経費が新たに財政支援の対象となったことによる計上です。

　７ページをお願いします。５款２項２目．保険給付費等交付金191万4,000円減は、６ページで説明した新たな財政支援の対象となったことによる財源組替えです。

　８ページをお願いいたします。12款４項７目．歳入欠陥補填収入32万円減も６ページで説明した新たな財政支援の対象となったことによる財源組替えです。

　引き続き、歳出について説明いたします。９ページをお願いいたします。１款１項１目．一般管理費179万9,000円増は、被保険者等への加入者情報等の通知に係る役務費及び委託料の計上です。

　４ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書（総括）を一部加工して今回の補正の詳細についてご説明いたします。６ページの歳入科目の４款．国庫支出金403万3,000円増は、新たな補助対象になったことによるものです。７ページの５款．県支出金191万4,000円減は、国庫補助金へ財源の組替えです。８ページの12款．雑入、歳入欠陥補填収入32万円減も国庫補助への財源組替えとなっております。合計で179万9,000円となります。これが歳出９ページの事業費、一般管理費と同額となっております。

　以上が、南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは即決ですので、１点質疑させていただきたいと思います。概要説明にあるように、今回新たな補助対象が広がって、さらに財源の組替えということですけれども、内容としてもともとあったすべき通知が補助財源がついたのか、それとも新たに通知をするのか、どちらか。それについて教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　照屋仁士議員のご質疑にお答えします。こちらもともと当初予算にシステム改修等は計上していました。ただ、通知内容の明細が４月に入って分かったものですから、今回179万9,000円は補正で計上しまして、もともと送付予定ではございました。追加を今回補正で上げています。以上になります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　今の説明で行くと、もともと制度改正によって通知するこの文書、通知の内容の財源が新たに見つかったので、それについて負担が軽くなった、そういう理解でよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　概要説明の中で、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにという表現がありました。今、今回の議論を見ていると、これが何か強制的にマイナンバーカードに変えるような動きがあって、まだここでも情報は確定できていないと思うんですけれども、そうなるとしたら、持っていない方たちへの通知、ここで今そういう話ができるのかどうか分からないんですけれども、マイナンバーカードを進めるに当たって現在持っていない方たちにどういう対応をしていくのか。持っている情報でいいので答えてもらったら助かります。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大宜見洋文議員のご質疑にお答えします。今回の補正もですが、令和６年12月２日からは、現在発行しているような紙の被保険者証が新規で交付できなくなります。そのために12月２日からは資格確認証といいまして、被保険者証とほぼ同じような書面といいますか、カードを交付する。今回そのための準備段階の経費となります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第33号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第33号　令和６年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第９．議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について　地方自治法第291条の３第１項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。内容については、担当者が説明をします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　それでは議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、概要をご説明いたします。

　今回の変更の概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行期日が令和６年12月２日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。なお、広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の３第１項により関係地方公共団体が協議して定めることとされております。当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるための提案でございます。

　それでは変更内容をご説明いたしますので、３ページの沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正後、右側が改正前になります。沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の別表第１（第４条関係）中の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改める内容でございます。附則につきましては、この規約は、令和６年12月２日から施行するとなっております。以上が、議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　先ほどの質疑とちょっとかぶるんですけれども、うちの母親はマイナンバーカードを持っていないんですね。そうなると次年度からは資格証明書を申請して受け取るような形に変わってくるんですか。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大宜見洋文議員のご質疑にお答えします。マイナ保険証をお持ちの方は、今ピンクの被保険者証をお持ちだと思うんですが、その保険証は７月末で期限が切れるものでして、今年の12月２日からはマイナ保険証で医療機関等を利用する。ですから新規で保険証はもうないということになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時45分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。申請なしで行政から資格確認証は送られていきます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第29号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第29号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第10．議案第30号　固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**日程第11．議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第30号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてと日程第11．議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任についての２件の議案を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　おはようございます。議案第30号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記　氏名　久保以明。住所と生年月日は表記のとおりでございます。上記の者は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料し提案するものでございます。次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

　議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定によって、議会の同意を求めます。記　氏名　下地　寛。住所、生年月日は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料し提案するものでございます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案第30号及び議案第31号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第30号及び議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第30号及び議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第30号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

　次に議案第31号　固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**日程第12．報告第４号　令和５年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．報告第４号　令和５年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第４号を提案いたします。報告第４号　令和５年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について　標記について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告いたします。

　報告第４号の資料をお願いいたします。令和５年度における一般会計繰越明許費は、１款．議会費から10款．教育費まで27事業となります。

　それでは各事業ごとに説明します。１款．議会費は１件の繰越しです。１項．議会費の議会映像インターネット配信事業は議会中継システム仕様の作成中であり、11月完了を予定しています。

　２款．総務費は８件の繰越しです。１項．総務管理費の広報広聴事業は、仕様書等の精査を行っており、ＬＩＮＥ機能拡充については12月、ホームページのリニューアルについては令和７年１月完了を予定しています。公用車管理事業は５月に完了しています。庁舎維持管理事業は非常用発電装置制御盤ほか附属品改修工事については７月完了、電話録音装置については９月完了を予定しています。交通安全対策事業は山川区と横断歩道の位置を協議中であり、令和７年３月完了を予定しています。ふるさと納税推進事業は昨年度に受けた寄附のうち、マンゴーの先行予約や定期便等返戻品の発送を行っており、９月完了を予定しています。基幹系事務事業コンビニ交付システム改修委託料は、４月にシステム改修委託契約を締結し、令和７年３月完了を予定しています。３項．戸籍住民基本台帳費の住基印鑑登録事務事業、住民記録システム改修委託業務は４月にシステム改修委託契約を締結し、令和７年３月完了を予定しています。戸籍事務事業は４月にシステム改修委託契約を締結し、令和７年１月完了を予定しています。

　３款．民生費は４件の繰越しです。１項．社会福祉費の高齢者保健福祉計画策定事業、障がい者計画策定事業は４月に冊子、各種電子データの納品を終え完了しています。給付金・定額減税一体支援事業は、給付に向けた対象者の把握及び通知の発送作業を行い９月完了を予定しています。２項．児童福祉費の子ども・子育て支援事業は５月より就学前や小学生のいる保護者へ子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、分析結果をまとめ令和７年３月完了を予定しています。

　４款．衛生費は３件の繰越しです。１項．保健衛生費の予防接種業は５月にシステム改修を終え完了しています。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、令和５年度に接種した分の支払いに対応するため、令和７年３月完了を予定しています。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（オミクロン）はワクチン廃棄を４月に終え、個別接種に係る事務手数料の支払いに対応するため令和７年３月完了を予定しています。

　８款．土木費は５件の繰越しです。２項．道路橋梁費の道路維持事業は９月完了を予定しています。町道10号線道路改良事業は９月完了を予定しています。橋梁等維持改良事業は４月に橋梁調査を終え完了しております。４項．都市計画費の津嘉山公園整備事業は11月完了を予定しています。津嘉山中央線街路事業（２工区）は12月完了を予定しています。

　９款．消防費は１件の繰越しです。１項．消防費の防災体制強化事業は５月に完了しています。

　10款．教育費は５件の繰越しです。２項．小学校費の北丘小学校備品購入事業は５月に完了しています。教科書改訂に係る経費は４月に完了しています。北丘小学校体育館等整備事業（解体周辺整備）は北丘小学校体育館の工事完了後７月に解体工事の発注、10月に周辺整備工事を発注し、12月完了を予定しています。小学校施設環境整備事業、中学校施設施設環境整備事業はプールの日よけ設置工事を５月完了、自動火災報知設備受信器の取替工事を６月に発注し、８月完了を予定しています。以上が報告第４号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは２点質疑させていただきたいと思います。毎年この繰越明許、やむを得ない事情で繰り越されるものだというふうに理解していますけれども、原則としてその事業費については年度内での完了を目指すということでやっているものだと思います。今回の繰越しについても社会情勢とかもろもろ鑑みてやむを得ないものだというふうに理解していますが、そのような考えでいいのか、その点についてお答えください。

　もう１点、今回の報告書を見ていると、特に心配なのは令和７年３月完了という予定が幾つかあります。また併せて、例年決算とかについては９月議会ですけれども、今回の報告で見ると９月議会に報告できそうもない案件がやっぱり幾つか見受けられます。そのようなものが決算審査の対象にならないということになると、遅れれば遅れるほど結局どうだったかという検証ができないおそれがありますので、それについては少し何らかの、決算時に状況を報告するとか、もしくは完了時に成果の報告みたいなもので補完するとか、結局この決算、事業の結果を議会としてチェックできないおそれがあるので、その点を何とか補完してほしいというふうに思いますけれども、その点についてどのように例年やっているか、また今後どうやっていくか、その辺を少し教えていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　ご質疑のあった２点についてお答えいたします。まず１点目です。繰越しについては、議員おっしゃるお見込みのとおりで我々もそのように対応しているところであります。

　２点目の、この繰り越した事業の決算はどうするかということなんですが、繰越しについては令和５年度予算を令和６年度に繰り越しております。今回令和６年度として事業を執行していますので、この繰り越した事業については、令和６年度の決算、来年の９月の決算に報告することとなっております。これは毎年そのようにしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。決算のときというのは、結構膨大な量の審議があるものですから、その辺をちょっと心配しているところですので、また令和６年度決算で報告されているということであればそれで結構だと思いますが、やはり繰り越した分の事業名称だとか、そういったものをやはり決算時に報告できるように是非努めてほしいなと思います。そのようにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　繰越事業にかかわらず、全ての事業については決算において丁寧に説明していきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　３款民生費の２項に関するところですけれども、子ども・子育て支援事業計画に関することです。今回の議案第28号にもありましたが、こども計画、これがこれから策定されていくことになると思います。子ども・子育て支援事業計画のほうと一体的にというお話だったと思うんですけれども、このこども計画の中で、子ども、若者の意見を反映していく、そのようなプロセスがあってガイドラインなども出ていると思いますが、もともと子ども・子育て支援事業計画に合ったものとはまた別な形でこども計画が追加されていくときに、今回この報告の中であるようなニーズ調査、こちらのほうに既にそういったこども計画の策定において必要なガイドラインなどが反映される形で子ども・子育て支援事業計画の調査のほうも進められていくのか。このあたりどのような対応になっているのか説明をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。議員の質疑のとおり従来の子ども・子育て支援事業計画に合わせてこのこども基本法に基づくこども計画を策定しておりますが、このこども計画、肝の部分はいかに子どもの意見を取り入れるかという部分になっております。国のほうからもガイドラインのほうが提出されておりますが、そのガイドラインに沿った形でということで進めていくというのが前提でございますが、このガイドラインの取扱いが非常に幅広で、こども基本法のこども計画自体が、そのような性格のものでございますから、本町独自でどのように進めていくのかというところでやはり従来のアンケート調査などを基本に進めていくということで今想定しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。報告第４号　令和５年度南風原町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

**日程第13．報告第５号　令和５年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．報告第５号　令和５年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　報告第５号　令和５年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について　標記について、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告いたします。

　それでは報告第５号の資料をお願いいたします。令和５年度における一般会計事故繰越しは２件となります。それでは事故繰越し事業の説明をいたします。10款２項．小学校費の北丘小学校体育館等整備事業は人材不足により作業員の確保ができず、年度内完了が困難になったことによるもので６月完了を予定しております。

　10款５項．社会教育費の公民館教材・施設の整備事業は半導体不足の影響により部品の納品が遅れ、年度内完了が困難になったことによるもので６月完了を予定しております。以上が報告第５号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　今の説明の中で、人材不足により作業員の確保ができないとありますが、これを理由にするとなかなか難しくて、もともと入札資格がなかったんじゃないかなと思ってしまいますが、いかがですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　お答えいたします。入札参加資格がある業者のほうに発注をしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　これで納得するんですかね。作業員はその会社にはいないということになっちゃうんですかね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　こちらのほうに記載しているとおり、人材不足により作業員がいないと、確保できないということになっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。報告第５号　令和５年度南風原町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

**日程第14．報告第６号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．報告第６号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　報告第６号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について　標記について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告いたします。

　報告第６号の資料をご覧ください。それでは概要をご説明いたします。令和５年度における国民健康保険特別会計繰越明許費は、１事業29万5,900円が令和６年度へ繰り越した額となっております。財源内訳については全額が一般財源となっています。１款．総務費、２項．総務管理費の国保事業に係る経費29万5,900円は、４月上旬に納品及び設定作業を終え完了しております。以上が報告第６号、令和５年度南風原町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第６号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

**日程第15．報告第７号　令和５年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．報告第７号　令和５年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　報告第７号　令和５年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について　標記について、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告いたします。

　報告第７号の資料をお目通しください。令和５年度における下水道事業会計予算繰越費は、予算計上額６億1,059万円に対し、支出済額４億1,139万4,831円となり、１億9,919万5,169円が令和６年度へ繰り越した額となっております。財源内訳については、未収入特定財源のうち、国県等補助金が１億1,002万2,904円、企業債が8,908万2,265円、一般財源９万円となっています。繰越しの主な理由は、工事事前調査の結果、水道管が支障となることが判明し移設補償協議に不測の時間を要したためによるものです。

　事業の進捗状況については、汚水事業では管敷設工事２件が４月12日、５月31日に完了し、１件が７月末に完了予定です。発注では管敷設工事１件を５月８日に契約し、磁気探査業務１件を５月29日に契約を行い11月末完了を見込んでいます。雨水事業では工事が１件７月末完了予定で、物件調査業務１件６月末、工事を１件７月末にそれぞれ発注予定であり、12月末完了を見込んでいます。以上が報告第７号、令和５年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第７号　令和５年度南風原町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

**日程第16．報告第８号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．報告第８号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　報告第８号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について　標記について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告いたします。

　報告第８号の資料をお目通しください。令和５年度における土地区画整理事業特別会計繰越明許費は、今回手続を取りました限度額6,760万7,000円のうち、6,759万6,034円が令和６年度へ繰り越した額となっています。財源内訳については、既収入特定財源が1,583万7,162円となっており、未収入特定財源のうち、国県支出金3,331万2,731円、町債320万円、一般財源1,524万6,141円となっています。

　事業の進捗状況については、工事２件が５月15日、５月31日に完了し、工事１件が６月末に完了予定です。新たに工事１件を６月末に契約予定で、９月末完了を見込んでおります。以上が報告第８号、令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第８号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、これをもって終了します。

**日程第17．選挙第１号　那覇市・南風原町環境施設組合の議会議員選挙**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．選挙第１号　那覇市・南風原町環境施設組合の議会議員選挙を行います。

　お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。それでは那覇市・南風原町環境施設組合議員に大城重太議員を指名します。

　お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を那覇市・南風原町環境施設組合の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が那覇市・南風原町環境施設組合の議員に当選されました。当選者が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をします。それでは当選者のご挨拶をお願いします。２番　大城重太議員。

**○２番　大城重太君**　皆様こんにちは。このたび那覇市・南風原町環境施設組合のほうに行かせていただくことになりました。前は南部広域市町村圏事務組合のほうで約２年間務めさせていただいたんですけれども、この１期４年の議員の任期のうちで２つですね、経験できるということもないことかなと思いますので、これを自分の経験にできるように那覇市・南風原町環境施設組合に行ってもしっかりとやっていきたいと思います。また、この環境施設組合のほうは南風原町に立地していますので、住民ともしっかりと連携を取ってよりよいまちづくりに、南風原町のためにできたらいいなと思っていますので、是非よろしくお願いいたします。

**日程第18．選挙第２号　南部広域市町村圏事務組合の議会議員選挙**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．選挙第２号　南部広域市町村圏事務組合の議会議員選挙を行います。

　お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。それでは南部広域市町村圏事務組合議員に大宜見洋文議員を指名します。

　お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を南部広域市町村圏事務組合の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が南部広域市町村圏事務組合の議員に当選されました。当選者が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定によって当選の告知をします。それでは当選者のご挨拶をお願いします。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　皆さんこんにちは。大城重太議員の栄転によって、久しぶりに18期に関わらせていただいた……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時28分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　皆さんこんにちは。大城重太議員の異動に伴い、久しぶりに18期のときにお世話になりました南部市町村圏事務組合のほうに行かせてもらうことになりました大宜見洋文です。あと２年間、町民のために頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時29分）

再開（午前11時35分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから諸般の報告を行います。休憩中に総務民生常任委員会において委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に届きましたのでご報告いたします。総務民生常任委員会委員長に大城雅史議員が選任されたとの報告がございました。これで諸般の報告を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午前11時36分）